

<仕様書>

1 業務名称

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務

2 適用範囲及び目的

- (1) 本仕様書は、可児市(以下「委託者」という。)が行う可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にかかる業務について適用する。
- (2) 本業務は、可児市の高齢化や地域福祉活動の状況を考慮して、高齢者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を取りまとめることを目的とする。

3 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務場所 可児市広見一丁目1番地 可児市役所 介護保険課
- (2) 業務内容 可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定にかかる業務一式
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
(※進捗状況によっては変更があり得る。)

4 法規等の遵守

本業務は、業務委託契約書、介護保険法、老人福祉法等関係法規及び各種上位計画に基づくほか、本仕様書によるものとする。

5 疑義

受託者が本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合、委託者とその都度協議し、その指示に従わなければならない。

6 書類提出

受注者は、本業務の着手及び完成にあたり、委託者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届(履歴書添付)
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書

7 作業方法

- (1) 受注者は、委託者と密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務の遂行に努めるものとする。
- (2) 委託者は、受注者に対し業務の進捗状況及び各段階の成果等中間報告を求めることができる。
- (3) 受注者は、委託者に対し業務の実施に必要な資料の借用を申し出ることができる。この場合、受注者は、委託者に対し借用書を提出しなければならない。

8 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た目的及び内容等について、これを他人に漏らしてはならない。

9 検査

受注者は、完了検査に際して成果品及びその他関係書類一切を整え、検査に立ち会わなければならない。

10 作業内容

本業務は、国及び岐阜県が示す基本指針に沿って必要な業務を行い、可児市の現状及びサービス等の需要分析に資する内容となるものとし、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 令和7年度業務

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(一般高齢者、介護予防・日常支援総合事業対象者、要支援者)

(ア) 調査対象人数:2,800人

(イ) 調査方法:郵送配布、郵送回収、WEB回収(郵送による回答と重複がないように対応する)を想定

(ウ) 回収目標:2,150サンプル

(エ) 調査票仕様:A4版、20頁程度

(オ) 封筒仕様:発送封筒、角2

返送封筒、長3、テープ付

(カ) 可児市の現状と課題、ニーズを把握し計画策定の際の基礎資料とする。

(キ) 調査票は、受託者が専門的知識と委託者の意向をふまえ原案を作成し、協議のうえ修正を行い完成させる。

(ク) 調査票印刷、封筒の印刷、発送回収、入力、集計、分析、報告書作成までの一連の業務を担う。

この一連の業務内で発生する費用は受託者が負担する。

(ケ) 料金受取人払いの申請は受託者が実施する。

(コ) 調査票等の封入、封緘し発送を行う。

(宛名ラベルについては、委託者で作成の上受託者に提供する。)

(サ) 発送又は回収の費用は委託者が支払いする。

イ 在宅介護実態調査(在宅で生活をしており、要介護認定を受けている高齢者)

(ア) 調査回収(入力)数:600件

(イ) 調査方法:認定調査員による調査実施又は郵送配付・郵送回収を想定

ウ 介護人材実態調査(事業所票)

(ア) 対象者:市内介護サービス事業所(居宅介護支援事業所・施設系・訪問系・通所系)

(イ) 調査票:4頁程度。国が示す調査票(案)に基づき、項目を検討する。

- (ウ) 調査数:125件程度
- (エ) 調査方法:メールで配布、WEB回収の想定

エ アンケートの分析・調査結果の取りまとめ

- (ア) 回収したアンケート調査票(訪問調査を含む)を集計し、単純集計、クロス集計)等を用いて分析し、可児市の高齢者を取り巻く環境、傾向、特徴、課題等を示す。可児市の第9期、第8期調査との比較等を含めた調査結果報告書をまとめると共に、集計したデータ及び分析を行った資料(図表、グラフ等含む)は、容易に加工できる形式(Excel 等)で提出すること。地域包括ケア「見える化システム」に登録できる形式へのデータ加工及びデータ登録支援を行うこと。
- (イ) 調査結果を取りまとめる際、重要な調査結果については、図表化とグラフ化を行う。
- (ウ) その他の回答はデータ化し、必要に応じて取りまとめる。自由回答については、カテゴリーに分けて取りまとめを行う。
- (エ) 事後のクロス集計が可能なシステムファイル(exeファイル)及び報告書を作成し提供する。(電子データによる)

オ 可児市高齢者施策等運営協議会の運営支援

- (ア) 会議の開催に向けた資料の作成、情報提供を行う。
- (イ) 国、県等の最新情報及び他市町村の情報等について共有できるよう、情報収集を行い、その概要を提供する。

カ 作業の企画

- (ア) 計画作成期間における大枠のスケジュールを作成する。
- (イ) 令和7年度における詳細な作業方針、作業内容、スケジュール等を委託者と調整して作成する。

キ 成果品の提出

- (ア) 成果品として、実施した調査内容の報告書のデータを作成し、提出すること。
- (イ) 修正可能な形式(Word等)と、印刷製本及びWEBページ掲載用のPDF形式(高圧縮及び10MB以内の低圧縮)の両方の形式で、電子データを提出すること。
- (ウ) 各種調査から得られた結果について、前回比較、設問間でのクロス集計等による専門家としての視点からの分析を行い、統計的な傾向把握及び課題の抽出を行うこと。
- (エ) 自由記載欄等については、調査ごとに分類し、データ上閲覧できるようにすること。

(2) 令和8年度業務

ア 基礎調査

- (ア) 日常生活圏域ごとの特性の整理・分析
- (イ) 介護給付及び介護予防給付見込み量の算出
- (ウ) 地域支援事業費に要する見込み量の算出
- (イ) 及び(ウ)については、地域包括ケア「見える化」システム等、国の示すシステムを活用

して算出する。

イ 第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の評価

- (ア) 実績、調査等により、具体的施策の実施状況と課題分析の実施を行う。
- (イ) 評価調書を用いて第9期計画を評価し、考察の報告を行う。
- (ウ) 第10期計画策定に向けての方針等の積極的な提案を行う。

ウ 現状整理、課題・問題点の分析及び施策の検討・提案

国から示される方針等に基づき、必要に応じ適宜内容を変更する。

- (ア) 市の福祉施策に関する上位・関連計画との整合を図るとともに、市の福祉に係る現況を把握し、市の高齢者福祉事業及び介護保険事業が求められる役割等について整理する。
- (イ) 本業務に係る調査及び可児市が別途実施する調査等との調整、整合を図りながら、介護保険サービスと一般施策の現状分析及び課題の分析を行う。
- (ウ) 国の方針に沿った新たな体系のサービスを検討する。
- (エ) 地域包括ケアシステム推進のため課題や問題点を整理し、計画に反映する。
- (オ) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の内容を踏まえ、可児市における認知症に関する施策の課題を分析し、必要な施策について提案を行う。
- (カ) 高齢者社会に伴い今後ますます移動困難者が増加することが見込まれることを踏まえ、可児市における高齢者の外出支援に関する施策の課題を分析し、必要な施策について提案を行う。
- (キ) 団塊の世代ジュニアが65歳を迎えることとなる令和22年度の要介護者数、一人暮らし高齢者数、必要となる介護人材数、認知症高齢者数、日常生活圏域ごとの高齢者数等の将来推計を実施する。
- (ク) 介護保険事業について他市町村と比較し、地域の特徴等を把握し、検証する。
- (ケ) 日常生活圏域ごとに介護給付費等の実態を把握し、生活支援に求められるサービス等を分析する。
- (コ) 保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る項目を網羅した課題を分析する。
- (サ) 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、課題分析・データ作成を行う。
- (シ) 可児市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に求められる施策等について分析、提案する。
- (ス) 各分野をまたぐ複雑化・複合化した支援ニーズを有する家庭などを支援する重層的支援体制整備事業に関する課題等を分析し、必要施策について提案を行う。

エ 保険料の検討

- (ア) 今後10年間の1年ごとの年齢別人口、要介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた介護認定者数の推計を算出する。
- (イ) 各計画年度における介護保険事業の見込み量等の算出を行う。
- (ウ) 「見える化」システム等を活用し、介護保険料の設定に関する助言及び介護保険料の算出を行う。

オ 計画書骨子案及び素案の作成

- (ア) 第10期計画の骨子案及び素案を作成する。

- (イ) 国、県等の最新情報及び他市町村の情報等について共有できるよう、情報収集を行い、当該情報を踏まえた上での提案を行う。

カ 可児市高齢者施策等運営協議会の運営支援(年4回を予定)

- (ア) 会議の開催に向けた資料の作成、情報提供を行う。
- (イ) 国、県等の最新情報及び他市町村の情報等について共有できるよう、情報収集を行い、その概要を提供する。

キ パブリックコメントの実施支援

策定された計画素案をパブリックコメントで集約された意見をもとに、必要に応じて計画案へ反映する。

ク 作業の企画

- (ア) 令和7年度に作成した計画作成期間における大枠のスケジュールの見直しを行う。
- (イ) 令和8年度における詳細な作業方針、作業内容、スケジュール等を委託者と調整して作成する。

ケ 成果品の提出

- (ア) 成果品として、次期計画の計画書及び概要版のデータを作成し、提出する。
- (イ) 修正可能な形式(Word等)と、印刷製本及びWEBページ掲載用のPDF形式(高圧縮及び10MB以内の低圧縮)の両方の形式で、電子データを提出すること。
- (ウ) 計画書及び概要版は、表紙のデザインや内容のレイアウト等におけるデザインを工夫し、閲覧しやすい工夫をする。
- (エ) 計画書(A4版、120頁程度)100部の作成、印刷および概要版(A4版、4頁程度)を作成する。

11 納入成果品

受注者は、次の成果品を委託者に納入すること。

- (1) アンケート調査結果及び現状分析報告書(A4版、180頁程度・電子データによる)
- (2) 計画書(A4版、120頁程度)100部および電子データ 一式
- (3) 計画書概要版(A4版、4頁程度)の電子データ 一式

12 委託料支払条件

委託者は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

13 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、委託者の承諾なしに本業務以外で使用し、また、第三者に対して漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は、契約終了後も継続するものとする。

受託者の責により秘密が漏えいし、委託者が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報保護及び障害のある方への適切な対応

受託者は、この契約に基づく業務を実施する際、別添個人情報の取扱いに関する特記事項及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果品等の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属する。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

14 その他

(1) 業務については、十分に事務局と調整を図りながら行なうものとし、委託者が要請した場合には担当者が来庁し、打ち合わせ、協議を行なうものとする。受託者は、作業の方法及び順序並びに作業実施に必要な事項について、委託者と事前に打合せを行うこと。

(2) 主担当者等は、高齢者福祉及び介護保険事業の知識を多く有し、かつ、他自治体等での福祉に関する計画等の作成業務における経験が豊富で、積極的かつ的確な助言等が可能な者とする。

(3) 原則、提案時に設定した担当者等の変更は、行わないものとする。やむを得ない事情の場合は、事前に委託者と協議し、委託者の承諾の上で変更を行うものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議して決定するものとする。本仕様書に疑義が生じた場合についても、同様とする。

15 担当部署

可児市福祉部介護保険課 介護保険係

(平日午前8時30分から午後5時15分)

住所 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

電話 0574-62-1111(内線 3223)

電子メールアドレス kaigohoken@city.kani.lg.jp